

滋賀県工業用水道条例および滋賀県水道用水供給条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

消費税の仕入税額控除の方式として導入される適格請求書等保存方式への対応を図るため、滋賀県工業用水道条例（昭和43年滋賀県条例第23号）および滋賀県水道用水供給条例（昭和53年滋賀県条例第15号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 滋賀県工業用水道条例の一部改正

工業用水の料金に係る消費税の計算方法を改定することとします。（第1条による改正後の第21条関係）

(2) 滋賀県水道用水供給条例の一部改正

水道用水の給水料金に係る消費税の計算方法を改定することとします。（第2条による改正後の第5条関係）

(3) その他

ア この条例は、令和5年10月1日から施行することとします。

イ この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。

滋賀県工業用水道条例および滋賀県水道用水供給条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 22 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県工業用水道条例および滋賀県水道用水供給条例の一部を改正する条例

(滋賀県工業用水道条例の一部改正)

第 1 条 滋賀県工業用水道条例（昭和 43 年滋賀県条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 21 条第 1 項中「とし、それぞれ次の料率により」を「の合計額に 100 分の 110 を乗じて得た額とし、管理者は当該額を」に改め、同項の表を削り、同条第 3 項中「基本料率」を「第 8 項の料率」に改め、「に 100 分の 110 を乗じて得た額」を削り、同条第 4 項中「基本使用料率」を「第 8 項の料率」に改め、「に 100 分の 110 を乗じて得た額」を削り、同条第 5 項中「特定料率」を「第 8 項の料率」に改め、「に 100 分の 110 を乗じて得た額」を削り、同条第 6 項中「特定使用料率」を「第 8 項の料率」に改め、「に 100 分の 110 を乗じて得た額」を削り、同条第 7 項中「超過料率」を「次項の料率」に改め、「に 100 分の 110 を乗じて得た額」を削り、同条中第 8 項を第 9 項とし、第 7 項の次に次の 1 項を加える。

8 料金の料率は、次の表のとおりとする。

名 称	種 別	料 率
彦 根 工 業 用 水 道 事 業	基 本 料 金	基本水量 1 立方メートルにつき 15 円
	基 本 使 用 料 金	基本使用水量 1 立方メートルにつき 3 円 60 銭
	特 定 料 金	特定水量 1 立方メートルにつき 15 円
	特 定 使 用 料 金	特定使用水量 1 立方メートルにつき 3 円 60 銭
	超 過 料 金	超過使用水量 1 立方メートルにつき 37 円 20 銭
南 部 工 業 用 水 道 事 業	基 本 料 金	基本水量 1 立方メートルにつき 34 円 70 銭
	基 本 使 用 料 金	基本使用水量 1 立方メートルにつき 8 円
	特 定 料 金	特定水量 1 立方メートルにつき 34 円 70 銭
	特 定 使 用 料 金	特定使用水量 1 立方メートルにつき 8 円
	超 過 料 金	超過使用水量 1 立方メートルにつき 85 円 40 銭

(滋賀県水道用水供給条例の一部改正)

第 2 条 滋賀県水道用水供給条例(昭和 53 年滋賀県条例第 15 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「合計額」の右に「に 100 分の 110 を乗じて得た額」を加え、同条第 2 項お

よび第3項中「に100分の110を乗じて得た額」を削る。

付 則

- 1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の滋賀県工業用水道条例第21条の規定は、この条例の施行の日以後に供給する工業用水の料金について適用し、同日前に供給する工業用水の料金については、なお従前の例による。

滋賀県工業用水道条例新旧対照表（第1条関係）

旧			新		
第1条～第20条 省略 (料金)			第1条～第20条 省略 (料金)		
第21条 料金は、基本料金、基本使用料金、特定料金、特定使用料金および超過料金とし、それぞれ次の料率により徴収する。			第21条 料金は、基本料金、基本使用料金、特定料金、特定使用料金および超過料金の合計額に100分の110を乗じて得た額とし、管理者は当該額を徴収する。		
名称	種別	料率	(削除)		
彦根工業用水道事業	基本料金	基本水量1立方メートルにつき 15円			
	基本使用料金	基本使用水量1立方メートルにつき			
		3円60銭			
	特定料金	特定水量1立方メートルにつき 15円			
	特定使用料金	特定使用水量1立方メートルにつき			
		3円60銭			
超過料金	超過使用水量1立方メートルにつき				
	37円20銭				
南部工業用水道事業	基本料金	基本水量1立方メートルにつき 34円			
		70銭			
	基本使用料金	基本使用水量1立方メートルにつき			
		8円			
特定料金	特定水量1立方メートルにつき 34円				

	70銭
特定使用料金	特定使用水量1立方メートルにつき
	8円
超過料金	超過使用水量1立方メートルにつき
	85円40銭

2 省略

3 基本料金は、基本水量にその月の日数を乗じて得た水量に対し、基本料率を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額とする。

4 基本使用料金は、その月分の基本使用水量に対し、基本使用料率を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額とする。

5 特定料金は、特定水量にその月のうち第6条の規定により承認された日数を乗じて得た水量に対し、特定料率を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額とする。

6 特定使用料金は、その月分の特定使用水量に対し、特定使用料率を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額とする。

7 超過料金は、その月分の超過使用水量に対し、超過料率を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額とする。

(新設)

2 省略

3 基本料金は、基本水量にその月の日数を乗じて得た水量に対し、第8項の料率を乗じて得た額とする。

4 基本使用料金は、その月分の基本使用水量に対し、第8項の料率を乗じて得た額とする。

5 特定料金は、特定水量にその月のうち第6条の規定により承認された日数を乗じて得た水量に対し、第8項の料率を乗じて得た額とする。

6 特定使用料金は、その月分の特定使用水量に対し、第8項の料率を乗じて得た額とする。

7 超過料金は、その月分の超過使用水量に対し、次項の料率を乗じて得た額とする。

8 料金の料率は、次の表のとおりとする。

名称	種別	料率
彦根工業用水道事業	基本料金	基本水量1立方メートルにつき 15円
	基本使用料金	基本使用水量1立方メートルにつき
		3円60銭

8 省略

第22条以下 省略

南部工業用水道事業	特定料金	特定水量1立方メートルにつき 15円
	特定使用料金	特定使用水量1立方メートルにつき 3円60銭
	超過料金	超過使用水量1立方メートルにつき 37円20銭
	基本料金	基本水量1立方メートルにつき 34円 70銭
	基本使用料金	基本使用水量1立方メートルにつき 8円
	特定料金	特定水量1立方メートルにつき 34円 70銭
	特定使用料金	特定使用水量1立方メートルにつき 8円
	超過料金	超過使用水量1立方メートルにつき 85円40銭

9 省略

第22条以下 省略

滋賀県水道用水供給条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新
<p>第1条～第4条 省略 （給水料金）</p> <p>第5条 給水料金は、基本料金および使用料金の合計額とする。</p> <p>2 基本料金は、基本水量に第4項の料率を乗じて得た額に<u>100分の110を乗じて得た額</u>とする。ただし、その月の使用水量が、当該月の基本水量に測定期間（前月の測定日の翌日から当該月の測定日までの期間をいう。以下この項において同じ。）の日数を乗じて得た水量を超えた場合には、その月の使用水量を当該測定期間の日数で除して得た水量（1立方メートル未満の端数があるときは、この端数を切り捨てるものとする。）に当該料率を乗じて得た額に<u>100分の110を乗じて得た額</u>とする。</p> <p>3 使用料金は、その月の使用水量に次項の料率を乗じて得た額に<u>100分の110を乗じて得た額</u>とする。ただし、その年度の年間使用水量が第3条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により決定された年間給水量（以下「決定給水量」という。）に達しないときは、決定給水量からその年度の年間使用水量を控除した水量に当該料率を乗じて得た額に<u>100分の75を超えない範囲内で管理者が別に定める割合を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額</u>を当該年度の3月分の使用料金に加算する。</p> <p>4 省略</p> <p>第6条以下 省略</p>	<p>第1条～第4条 省略 （給水料金）</p> <p>第5条 給水料金は、基本料金および使用料金の合計額に<u>100分の110を乗じて得た額</u>とする。</p> <p>2 基本料金は、基本水量に第4項の料率を乗じて得た額とする。ただし、その月の使用水量が、当該月の基本水量に測定期間（前月の測定日の翌日から当該月の測定日までの期間をいう。以下この項において同じ。）の日数を乗じて得た水量を超えた場合には、その月の使用水量を当該測定期間の日数で除して得た水量（1立方メートル未満の端数があるときは、この端数を切り捨てるものとする。）に当該料率を乗じて得た額とする。</p> <p>3 使用料金は、その月の使用水量に次項の料率を乗じて得た額とする。ただし、その年度の年間使用水量が第3条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により決定された年間給水量（以下「決定給水量」という。）に達しないときは、決定給水量からその年度の年間使用水量を控除した水量に当該料率を乗じて得た額に<u>100分の75を超えない範囲内で管理者が別に定める割合を乗じて得た額</u>を当該年度の3月分の使用料金に加算する。</p> <p>4 省略</p> <p>第6条以下 省略</p>